

福岡県公報

平成30年7月24日
第4011号

目次

告示 (第673号 - 第676号)

- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 1
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 2
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4

公告

- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) 4
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 平成30年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防防災指導課) 7
- 意見募集の結果の公示 (自然環境課) 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

- (中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 11

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) 11
- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) 12

告示

福岡県告示第673号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり (うに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	30年9月3日	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	マリーホール宮田	宮若市
	30年9月4日	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	マリーホール宮田	
	30年9月5日	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	宮若市若宮コミュニティセンター 「ハートフル」	

定期発行日 毎週火金曜日
 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 印刷 野久
 福岡市博多区奈良屋町3番1号
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

	30年9月6日	10:00～12:00 13:00～15:00	小竹町総合福祉センター	小竹町
	30年9月7日	10:00～12:00 13:00～15:00	鞍手町総合福祉センターくらじの郷	鞍手町
	30年9月10日	10:00～12:00 13:00～15:00	鞍手町総合福祉センターくらじの郷	
	30年9月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	鞍手町総合福祉センターくらじの郷	
	30年9月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	中間市中央公民館	中間市
	30年9月13日	10:00～12:00 13:00～15:00	中間市中央公民館	
	30年9月14日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市中央公民館	直方市
	30年9月18日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市中央公民館	
	30年9月19日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市中央公民館	
	30年9月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市中央公民館	
	30年9月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市中央公民館	
	30年9月22日から 30年11月21日まで		左欄の間に行う検査については、宮若市、小竹町、鞍手町、中間市及び直方市と協議の上、指示する。	宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	30年9月22日から 30年11月21日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2	30年9月22日から 30年11月21日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市

級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査			
---------------------------	--	--	--

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	30年9月22日から 30年12月21日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市

福岡県告示第674号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	30年9月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	山川市民センター	みやま市
	30年9月26日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやま市消防本部	
	30年9月27日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやま市消防本部	
	30年9月28日	10:00～12:00 13:00～15:00	まいピア高田	

	30年10月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	柳川市城内公民館	柳川市
	30年10月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	柳川市城内公民館	
	30年10月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	柳川市大和生涯学習センター	
	30年10月4日	10:00～12:00 13:00～15:00	柳川市三橋生涯学習センター	
	30年10月5日	10:00～12:00 13:00～15:00	柳川市城内公民館	
	30年10月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	大川市役所西玄関	大川市
	30年10月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	大川市役所西玄関	
	30年10月16日	10:00～12:00 13:00～15:00	大牟田市民体育館	大牟田市
	30年10月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	大牟田市民体育館	
	30年10月18日	10:00～12:00 13:00～15:00	大牟田市民体育館	
	30年10月19日	10:00～12:00 13:00～15:00	大牟田市民体育館	
	30年10月20日から 30年12月19日まで	左欄の間に行う検査については、みやま市、柳川市、大川市及び大牟田市と協議の上、指示する。		
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	30年10月20日から 30年12月19日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大川市 大牟田市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2	30年10月20日から 30年12月19日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大川市 大牟田市

級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査			
---------------------------	--	--	--

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	30年10月20日から 31年1月19日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大川市 大牟田市

福岡県告示第675号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	30年10月22日	10:00～12:00 13:00～15:00	あんずの里	福津市
	30年10月23日	10:00～12:00 13:00～15:00	津屋崎行政センター	
	30年10月24日	10:00～12:00 13:00～15:00	福津市役所	
	30年10月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	福津市役所	
	30年10月26日	10:00～12:00 13:00～15:00	福津市役所	

	30年11月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	海の道むなかた館	宗像市
	30年11月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	海の道むなかた館	
	30年11月5日	10:30～12:00 13:00～14:00	宗像市大島行政センター	
	30年11月6日	10:00～12:00 13:00～15:00	宗像市役所	
	30年11月7日	10:00～12:00 13:00～15:00	宗像市役所	
	30年11月8日	10:00～12:00 13:00～15:00	宗像市役所	
	30年11月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	宗像市役所	
	30年11月13日から 31年1月12日まで	左欄の間に行う検査については、福津市及び宗像市と協議の上、指示する。		福津市 宗像市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	30年11月13日から 31年1月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目の数が2,000を超えるものの検査	30年11月13日から 31年1月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	30年11月13日から 31年2月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	福津市 宗像市
--	---------------------------	---------------------------------------	------------

福岡県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	高田柳川線	前	柳川市三橋町江曲99番1先から 柳川市佃町120番6先まで	5.7 ～ 8.0	140.0
			後	柳川市三橋町江曲99番1先から 柳川市佃町120番6先まで	6.6 ～ 16.6	140.0

公 告

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
東プレ九州株式会社	福岡県久留米市田主丸町秋成 150 番地	平成 30 年 7 月 6 日	平成 33 年 7 月 5 日まで

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
上新入土地改良区	平成30年7月11日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
山田土地改良区	平成30年7月11日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年7月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 久留米市本店舗

(2) 所在地 久留米市本山二丁目800番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
オリックス株式会社 代表取締役 井上 亮	東京都港区浜松町二丁目4番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地1
株式会社ジーユー 代表取締役 柚木 治	東京都港区赤坂九丁目7番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成31年3月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,919平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗棟南側	124
合計	124

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物敷地南東側	50
店舗棟東側	10
飲食施設棟西側	23
合計	83

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
店舗棟北側	45
店舗棟北側	50
合計	95

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物敷地北側	36.6
合計	36.6

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時00分～午後8時00分

（但し、年間3日間は午前6時00分～午後8時00分とする。）

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後8時30分

（但し、年間3日間は午前5時30分～午後8時30分とする。）

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地南側及び西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後9時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

三井郡大刀洗町大字下高橋字戸崎1479番1、1485番1、1485番2及び1487番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市原田五丁目1番地18

西日本スカイテック株式会社

代表取締役 長谷 吉博

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大保字辻切43番1、44番1から44番6まで、45番3から45番5まで、49番1、50番、51番、52・53番合併、54番1から54番3まで、55番1、56番3、58番1、64番、65番1から65番3まで、66番1、66番2、66番4、66番5、67番1から67番3まで、67番5及び67番6並びに字堀田72番2、72番8、85番1、86番6、86番7及び87番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イオン九州株式会社

代表取締役 柴田 祐司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字町348番1及び348番3から348番13まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡601番地の18
三栄ホーム株式会社
代表取締役 福田 周平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡添田町大字添田字原野山1793番4及び1793番7から1793番12まで、字岩石山1793番13、2532番64、2532番65、2532番85、2532番92、2532番136から2532番155まで及び2532番157から2532番159まで並びに字中堤2530番1から2530番3まで（第1工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡添田町大字添田2151
添田町長
寺西 明男

公告

平成30年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 実施する講習

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防設備士に対する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 消防設備士講習を受講した日以降における最初の4月1日から5年以内の者（諸

事情により、受講していない者も対象となる。）

3 講習科目等

(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

- ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要
- イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点
- ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点
- エ 消防設備士の責務
- オ 特異な火災事故例及びその問題点
- カ その他防火に関する事項

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

- ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点
- イ 工事整備対象設備等の試験基準及び点検要領
- ウ 工事整備対象設備等の奏功例並びに事故例及びその問題点
- エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点

(3) その他

講習終了後効果測定を行うものとする。

4 講習の区分及び対象

(1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講習区分	講習対象者（消防設備士の種類）
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士
特殊消防用設備等	特類の甲種消防設備士

5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講習会場	所在地
平成30年9月5日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	北九州市 公立大学法人北九州市立大学	北九州市小倉南区北方4-2-1
平成30年9月6日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成30年9月7日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成30年9月11日 (火曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成30年9月12日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成30年9月13日 (木曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成30年10月17日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	久留米市 久留米ビジネスプラザ	久留米市宮ノ陣4-29-11
平成30年10月18日 (木曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成30年10月19日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成30年10月23日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	田川地区消防本部	田川市大字川宮1570
平成30年10月24日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成30年10月25日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成30年11月8日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜1-3-3
平成30年11月12日 (月曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成30年11月14日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上

平成30年11月15日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成30年11月16日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成30年11月19日 (月曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成30年11月19日 (月曜日)	特殊消防用設備等 甲特類	同 上	同 上
平成30年11月20日 (火曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成30年11月26日 (月曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成30年11月27日 (火曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成30年11月28日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成30年11月29日 (木曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成30年11月30日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上

講習時間は、午前9時15分から午後5時00分までとする。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴三丁目1番10号セレス赤坂門ビル5階 一般財団法人福岡県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で平成30年7月13日（金）から交付する。

(2) 受講料

受講料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期間及び場所

持参による場合は、平成30年7月17日（火）から平成30年8月17日（金）までの間、郵送による場合は平成30年8月17日（金）までの消印のあるものに限り、一般財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

- (1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。
- (2) 受講手続きの問合せは、一般財団法人福岡県消防設備安全協会（電話092-722-1265）に対して行うこと。

公告

福岡県環境保全に関する条例に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成30年5月29日から平成30年6月27日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成30年7月6日に改正しました。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

環境部自然環境課環境影響審査係

電話：092-643-3368

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アルゾ飯塚幸袋店
- (2) 所在地 飯塚市中字龍ヶ口221番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社万惣 代表取締役 山本 誠 広島県広島市佐伯区石内上一丁目8番1号	オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号

4 大規模小売店舗の名

変更前	変更後
(仮称) 飯塚商業施設	アルゾ飯塚幸袋店

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ遠賀今古賀店
- (2) 所在地 遠賀郡遠賀町大字今古賀字貴舟460番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル新宮店
- (2) 所在地 糟屋郡新宮町大字原上1812-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル遠賀店
- (2) 所在地 遠賀郡遠賀町大字尾崎字上ノ越1606番2外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル大牟田店
- (2) 所在地 大牟田市小浜町52番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル田川店
- (2) 所在地 田川市大字伊田字火掛4623番4 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル田川後藤寺店
- (2) 所在地 田川市大字位登1767-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

収用委員会

福岡県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年7月24日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

豊前市

2 事業の種類

京築広域都市計画道路事業3・4・52-10号上町沓川池線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡県豊前市 大字八屋	1708番1	畑	19.27(19)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積0.41平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人今橋八十治の法定相続人

今橋好郎（持分15分の3）

福岡県豊前市大字八屋1532番地1

白川清子（持分15分の3）

福岡県行橋市南大橋六丁目5番12号

田村ユキ子（持分15分の3）

福岡市東区松崎四丁目24番23号

黒土俊二（持分30分の3）

大分県中津市大字福島2240番地4

黒土雅英（持分90分の3）

大分県中津市大字大悟法27番地8

黒土俊也（持分90分の3）

福岡県築上郡吉富町大字今吉316番地16

黒土和昭（持分90分の3）

福岡県豊前市大字松江1104番地29

久次敏昭（持分120分の6）

福岡市早良区干隈四丁目23番21号

相原典子（持分120分の6）

北九州市若松区高須西二丁目5番5号

久次和明（持分120分の6）

福岡市中央区今川一丁目12番10号

寺本順子（持分120分の6）

福岡市東区筥松一丁目20番9号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年7月6日

福岡県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年7月24日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

豊前市

2 事業の種類

京築広域都市計画道路事業3・4・52-10号上町沓川池線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡県豊前市 大字八屋	1729番9	宅地	21.43(21.21)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積4.31平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

吉村九州男

大阪府東大阪市長栄寺9番12号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年7月6日